下水道排水設備工事を行うためには、明和町下水道排水設備指定工事店として指定を受ける必要があります。（明和町下水道排水設備指定工事店規則　第４条）

明和町下水道排水設備指定工事店の申請について

〇申請に必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 個人 | 法人 |
| 申請用紙 | 明和町下水道排水設備指定工事店指定申請書（第１号様式） | ○ | ○ |
| 営業所の平面図及び付近見取図（様式第２号） | ○ | ○ |
| 専属責任技術者名簿（第３号様式） | ○ | ○ |
| 工事施工に必要な設備及び器材を有することを証明する調書（第４号様式） | ○ | ○ |
| 誓約書 | ○ | ○ |
| 添付書類 | 商業登記簿謄本 | ― | ○ |
| 定款の写し | ― | ○ |
| 代表者の住民票抄本 | ○ | ○ |
| （役所発行の）代表者の身分証明書又は外国人登録証明書 | ○ | ○ |
| 代表者の経歴書（押印のあるもの） | ○ | ○ |
| 法人及び代表者の納税証明書 | ○ | ○ |
| 専属技術者の責任技術者証写し（両面。ただし発行が平成２２年４月１日以降の場合は表面のみ） | ○ | ○ |
| 雇用関係を証する書類（社会保険証・雇用保険通知書写し可） | ○ | ○ |

〇登録手数料

　・1件につき１４，０００円

〇指定の基準

1. 責任技術者が１名以上専属していること。
2. 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
3. 三重県内に営業所があること。
4. 次のいずれにも該当しない者であること。

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・禁固以上の計に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

・明和町下水道排水設備指定工事店規則の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

・工事業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

明和町下水道排水設備指定工事店の申請について